

兵庫県立大学アクセシビリティセンター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学学生支援機構規程（平成25年兵庫県立大学規程第87号）第6条第2項の規定に基づき、兵庫県立大学アクセシビリティセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 障がいのある学生の修学上の相談及び支援
- (2) 障がいのある学生を支援する学生の養成
- (3) 学内外の関係機関等との連携
- (4) その他障がいのある学生の支援の推進

(本部アクセシビリティセンター)

第3条 障がいのある学生の支援に関するガイドラインの整備や啓発、人材育成等を行うとともに、キャンパスに対する相談や助言、キャンパス間の連絡調整を実施するため大学本部に本部アクセシビリティセンターを置く。

(キャンパスアクセシビリティセンター)

第4条 障がいのある学生の支援を円滑に実施するため、神戸商科キャンパス、姫路工学キャンパス、播磨理学キャンパス、姫路環境人間キャンパス、明石看護キャンパス、淡路緑景観キャンパス、神戸情報科学キャンパス、豊岡ジオ・コウノトリキャンパス及び神戸防災キャンパスにキャンパスアクセシビリティセンターを置く。

(組織等)

第5条 センターに、次に掲げる職を置く。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) キャンパスアクセシビリティセンター長
 - (4) コーディネーター
- 2 副センター長は、センター長が指名する。
 - 3 副センター長は、センター長の職務を補佐する。
 - 4 キャンパスアクセシビリティセンター長は、学部学生部長をもって充てる。但し、学部学生部長が設置されていないキャンパスにあっては、学生生活担当委員とする。
 - 5 キャンパスアクセシビリティセンター長は、キャンパスアクセシビリティセンターの運営を統括する。
 - 6 コーディネーターは、本部保健センター保健指導担当職員をもって充てる。

(アクセシビリティセンター会議)

第6条 センターの運営に係る重要な事項について審議するため、アクセシビリティセンター会議（以下「センター会議」という。）を置く。

(審議事項)

第7条 センター会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 障がいのある学生の支援に係る企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 障がいのある学生の支援に係る啓発活動に関すること。
- (3) 障がいのある学生の支援に係る人材育成に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、センター長が審議することが適当と認める事項に関すること。

(組織)

第8条 センター会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) キャンパスアクセシビリティセンター長
- (4) コーディネーター
- (5) 事務局教育企画部長
- (6) キャンパス学務担当課長

(議長)

第9条 センター会議に議長を置く。

- 2 議長は、センター長をもって充てる。
- 3 議長は、会務を総理し、センター会議を代表する。
- 4 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副センター長がその職務を代理する。

(会議)

第10条 センター会議は、議長が招集する。

- 2 センター会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 センター会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 センター会議の委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ議長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第11条 議長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第12条 センターに関する庶務は、事務局教育企画部教育企画課で行う。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年8月2日から施行する。